

中小金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－５ 市場リスク</p> <p>Ⅱ－２－５－２ 主な着眼点</p> <p>(１)・(２) (略)</p> <p>(３) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理 ①～③ (略)</p> <p>(注) マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等については、主要行等向けの総合的な監督指針の「Ⅲ－２－１－２－３ マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等」を参照すること。</p> <p>Ⅲ－４－９ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－９－４ 開示に当たっての留意事項</p>	<p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－５ 市場リスク</p> <p>Ⅱ－２－５－２ 主な着眼点</p> <p>(１)・(２) (略)</p> <p>(３) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理 ①～③ (略)</p> <p>(注) マーケット・リスク規制の適用対象取引（「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下「告示」という。）第10条第2項第2号に規定する特定取引等）に関する内部管理等については、主要行等向けの総合的な監督指針の「Ⅲ－２－１－２－３ マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等」を参照すること（19年3月期より適用）。</p> <p>Ⅲ－４－９ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－４－９－４ 開示に当たっての留意事項</p>

改正案	現行
<p>Ⅲ－４－９－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2第1項第5号ニ、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）</p> <p>（１）定性的な開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p>⑦ 「<u>マーケット・リスクに関する次に掲げる事項</u>」【<u>新規制導入先（令和４年金融庁告示第22号及び第23号により自己資本比率を算出する金融機関をいう。以下同じ。）は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示（令和４年金融庁告示第24号をいう。以下同じ。）を参照すること。</u>】</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>⑧ 「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」のうち、「<u>リスク管理の方針及び手続の概要</u>」については、<u>リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制</u>【<u>新規制導入先は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。</u>】</p> <p>⑨ 「<u>株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要</u>」【<u>新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外の金融機関は、なお従前の例による。</u>】</p>	<p>Ⅲ－４－９－４－４ 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2第1項第5号ニ、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）</p> <p>（１）定性的な開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p>⑦ 「<u>マーケット・リスクに関する次に掲げる事項</u>」</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>⑧ 「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」のうち、「<u>リスク管理の方針及び手続の概要</u>」については、<u>リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制</u></p> <p>⑨ 「<u>出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要</u>」</p>

改正案	現行
<p>イ～ハ (略)</p> <p>⑩～⑫ (略)</p> <p>(2) 定性的な開示事項 【国内基準行・国内基準持株会社】</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ.「エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称」について、すべての法人等向けエクスポージャー（中小企業等向けエクスポージャーを除く。）に100%のリスク・ウェイトを適用している場合には、それを開示しているか。<u>【新規制導入先は除く。】</u></p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>④ 「信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸出金と自行預金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等</li> <li>・ 派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について法的に有効な相対ネットティング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等【<u>新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外の金融機関は、なお従前の例による。</u>】</li> <li>・ 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要</li> </ul>	<p>イ～ハ (略)</p> <p>⑩～⑫ (略)</p> <p>(2) 定性的な開示事項 【国内基準行・国内基準持株会社】</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ.「エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称」について、すべての法人等向けエクスポージャー（中小企業等向けエクスポージャーを除く。）に100%のリスク・ウェイトを適用している場合には、それを開示しているか。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>④ 「信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸出金と自行預金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等</li> <li>・ 派生商品取引及びレポ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、<u>範囲等</u></li> <li>・ 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要</li> </ul>

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な担保の種類</li> <li>・ 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明</li> <li>・ 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報</li> </ul> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>⑦ 「マーケット・リスクに関する次に掲げる事項」について【<u>新規制導入先は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。</u>】</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>⑧ 「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」について、「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢が記載されているか。【<u>新規制導入先は除く。なお、新規制導入先は改正後の告示を参照すること。</u>】</p> <p>⑨・⑩ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 定量的な開示事項 【国内基準行・国内基準持株会社】</p> <p>① 「自己資本の充実度に関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ.「<u>内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額</u>」には、所要自己資本の算出における区分に沿った形での株式のポート</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な担保の種類</li> <li>・ 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明</li> <li>・ 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報</li> </ul> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>⑦ 「マーケット・リスクに関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>⑧ 「オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項」について、「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢が記載されているか。</p> <p>⑨・⑩ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 定量的な開示事項 【国内基準行・国内基準持株会社】</p> <p>① 「自己資本の充実度に関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ.「<u>内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額</u>」には、所要自己資本の算出における区分に沿った形での株式のポートフォリオ別の所要</p>

改正案	現行
<p>フォリオ別の所要自己資本の額を記載しているか。【新規制導入先に限る。なお、新規制導入先以外の金融機関は、なお従前の例による。】</p> <p>② 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について イ～ニ (略)</p> <p>ホ.「標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高」について、リスク・ウェイトの区分ごとの保有残高は格付の有無についても<u>区分しているか。【新規制導入先は除く。】</u></p> <p>へ～チ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 四半期ごとの開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p>① 開示告示第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項(過去情報も含む。)をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。また、開示告示第6条に掲げる銀行における四半期の開示事項のうち、第1項第2号から第4号まで及び第6号、第2項並びに第3項第2号から第4号まで及び第6号から第11号までに掲げる事項又は第9条第1項に掲げる銀</p>	<p>自己資本の額を記載しているか。</p> <p>② 「信用リスクに関する次に掲げる事項」について イ～ニ (略)</p> <p>ホ.「標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高」について、リスク・ウェイトの区分ごとの保有残高は格付の有無についても<u>区分しているか。</u></p> <p>へ～チ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 四半期ごとの開示事項 【国際統一基準行・国際統一基準持株会社】</p> <p>① 開示告示第6条及び第9条に規定する事項につき、バーゼル合意の趣旨を踏まえ、四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項(過去情報も含む。)をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。また、開示告示第6条に掲げる銀行における四半期の開示事項のうち、第1項第2号から第4号まで及び第6号から第11号までに掲げる事項又は第9条第1項に掲げる銀</p>

改正案	現行
<p>行持株会社における四半期の開示事項のうち、第2号から第4号まで及び第6号から第11号までに掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。開示告示第6条及び第9条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第8号<u>第二面及び第三面</u>に基づいて開示する場合には、同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。他方、これ以外の開示事項については、同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>行持株会社における四半期の開示事項のうち、第2号から第4号まで及び第6号から第11号までに掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。開示告示第6条及び第9条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第8号<u>第二面から第四面</u>に基づいて開示する場合には、同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。他方、これ以外の開示事項については、同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(7) (略)</p>